

No	資料名等	質問・意見内容	回答
1	公表された参加申込みに関する質問・意見書への回答 1 入札説明書	No. 2 「応募者となる「その他企業」も設計企業として想定することは可能でしょうか」の質問に対して、回答では、「主たる設計企業として別企業が参加する場合は可とします。」とあります。 上記回答の条件を満たせば、「その他企業」の「設計実績」は、入札説明書が示す入札参加資格要件の「設計実績」として有効になると考えて宜しいでしょうか。 また、「その他企業」の扱いについて、「設計企業」と同様に、「工事監理企業」に対しても同じ捉え方で考えて宜しいでしょうか。	入札説明書第3/3/3)に記載のとおり、「設計企業」は（ア）～（カ）の参加資格要件を満たす企業としてください。 グループ内の「その他企業」が設計企業にかかる参加資格要件を満たしていても、主たる設計企業が設計企業参加資格要件を満たしていない場合、当該グループは設計企業参加資格要件を満たしていないこととなります。 「工事監理企業」についても、上記と同様です。